

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月26日
【会社名】	株式会社うかい
【英訳名】	UKAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大工原 正伸
【本店の所在の場所】	東京都八王子市南浅川町3426番地
【電話番号】	042(666)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 潮 一生
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市南浅川町3426番地
【電話番号】	042(666)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 潮 一生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,250,700,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社うかい 箱根事業所 (神奈川県足柄下郡箱根町仙石原品ノ木940番地48) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	550,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成26年2月26日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本第三者割当」という。)は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	550,000株	1,250,700,000	
一般募集			
計(総発行株式)	550,000株	1,250,700,000	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本第三者割当は自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,274		100株	平成26年3月14日(金)		平成26年3月14日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

3. 発行価格は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額であります。なお、本第三者割当は自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込方法は、下記申込取扱場所に申し込むものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格を払い込むものとなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社うかい 管理部	東京都八王子市南浅川町3426番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 八王子支店	東京都八王子市旭町 8 - 1 JR八王子駅北口前

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,250,700,000	3,000,000	1,247,700,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士費用、その他費用等合わせ、3,000,000円を見込んでおります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額(円)	支出予定時期
借入金の返済	1,097,700,000	平成26年 3月
設備投資資金等	150,000,000	平成26年 3月～平成26年 5月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 上記使途についての具体的内容は以下のとおりです。

借入金の返済

平成25年7月19日に取引金融機関6行から調達した7億円の借入金(自己株式取得資金、平成26年2月25日現在残高656,200千円)の全額、及び平成25年3月15日に調達した取引金融機関6行をシンジケート団とするシンジケートローン52億円(リファイナンスリスク解消を目的とした既存借入金の全額借換資金、平成26年2月25日現在残高4,712,500千円)の一部441,500千円の返済に充当する予定です。借入金の返済を行うことによって、株主資本比率は41.80%に改善されます。また借入金対売上高比率は35.37%(いずれも2013年度末当社予想)、支払利息の減少による損益改善効果9,458千円(2014年度当社予想)と、当社の財務基盤はさらに改善されます。

設備投資資金等

平成26年4月14日に開店予定の(仮称)「銀座 kappou ukai」の設備投資資金120,000千円、及び食器その他の消耗品の一括購入資金等30,000千円、合計150,000千円に充当する予定です。この新店は、世界の厳選された食材を和洋の美味に凝縮させて表現する「うかいの新たな割烹料理」で、料理・おもてなし・独自の店づくりが三位一体となったうかいの新ブランドとなります。当社の店舗を既にご利用いただいているお客様に対して新たなニーズを創出することができ、また潜在顧客に対しても当社店舗の利用を訴求することができます。初年度売上高は、250百万円を見込んでおります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定 先の概要	名称	京王電鉄株式会社	
	本店の所在地	東京都新宿区新宿三丁目1番24号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 永田 正	
	資本金	59,023百万円	
	事業の内容	運輸業、流通業、不動産業、レジャー・サービス業、その他	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第92期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 平成25年6月27日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第93期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日) 平成25年8月14日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第93期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日) 平成25年11月14日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第93期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日) 平成26年2月14日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	キッコーマン株式会社	
	本店の所在地	千葉県野田市野田250番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 堀切 功章	
	資本金	11,599百万円	
	事業の内容	グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>(有価証券報告書) 事業年度第96期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出</p> <p>(有価証券報告書の訂正報告書) 事業年度第96期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年11月28日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書) 事業年度第97期第1四半期(自平成25年 4月1日 至平成25年6月30日) 平成25年8月12日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書) 事業年度第97期第2四半期(自平成25年 7月1日 至平成25年9月30日) 平成25年11月13日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書) 事業年度第97期第3四半期(自平成25年 10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月13日 関東財務局長に提出</p>	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

昭和39年に奥高尾の山里にて産声を上げた当社は、「100年続く店づくり」の御旗を掲げ、今年で創業50周年の節目を迎えます。これまで、常にお客様とともに歩み、お客様の喜びを自分の喜びと感じ、「おもてなしの心」を今日まで繋いでまいりましたが、折り返し地点に到達した現在、次の50年のさらなる成長を展望すると、今後予想される厳しい経営環境を当社単独で克服していくのではなく、志を同じくし夢の共有ができる方々との連携を強化していくべきだ、との考えに至りました。換言すれば、外食国内市場の構造的縮小という困難に接したとしても、日本の食の代表として、「オールジャパン」のコンソーシアムを組成することで強い日本ブランドを築き上げ、国内のみならず世界中を食の喜びで満たしていくという、壮大な成長戦略をイメージするに至ったということでございます。

一方、足元の自社財務内容を省みますと、株主資本比率は2012年度末実績33.6%と、当社調べによります業界平均46.6%に比べて低く、また借入金対売上高比率も2012年度末実績45.9%となっており、借入金への依存度が高いという実情がございます。今後の環境変化への対応に万全を期すとともに、借入金への依存度を下げ、資金的な制約条件から解放たれて自由に戦略の設定ができる環境を整備するという観点からも、さらに強固な財務基盤の確立を目指す必要があるものと考え、保有する自己株式の活用方法について様々な視点から検討を重ねてまいりました。

以上のような背景の中で、京王電鉄株式会社様とキッコーマン株式会社様からご縁をいただき、「志を同じくし夢の共有ができる最良のパートナー」として、両社に対して自己株式処分による第三者割当を行うことにいたしました。

京王電鉄株式会社は、新宿と八王子、渋谷と吉祥寺などを結ぶ鉄道事業を中心に、ホテル、百貨店、建設・不動産など、広範な事業を手がける首都圏を代表する企業です。現在、沿線活性化の一環として高尾山口駅前において、日帰り温浴施設の建設等を進めており、奥高尾を祖業の地とし「うかい鳥山」や「うかい竹亭」などの基幹店を展開する当社とは、固い地縁で結ばれています。今後、集客のための共同プロモーションを予定しているなど、両社の関係が強まることで、世界的な観光スポットである高尾山が、さらに活性化するものと考えます。また、経理、人事、ITなど、当社に足りない人的リソースを補う人事交流を進めることも予定しており、これが実現すれば当社の本社機能の水準を高めることが可能となります。

一方、キッコーマン株式会社は江戸時代からの歴史を持ち、日本の食文化に根ざした調味料「しょうゆ」で圧倒的なシェアを誇る日本の代表企業です。「こころをこめたおいしさで、地球を食のよこびで満たします」という「キッコーマンの約束」は、そのまま当社の経営理念になるほどの強い親和性があり、日本の調味料の代表企業と日本のレストランの代表企業、この両社の垂直連携で強い日本ブランドを構築し日本の食文化を牽引する、まさにこれ以上のパートナーシップはないものと考えます。また、地道に需要を創造することにより世界100か国以上でしょうゆが販売されているように、いわば海外展開の先達であり、当社の海外展開に際し、たとえば現地マーケットの状況や食習慣の特徴、あるいはビジネス構築の具体的な方法などの点で有益なご助言をいただくことを予定しております。

以上の理由により、京王電鉄株式会社とキッコーマン株式会社を、「志を同じくし夢の共有ができる最良のパートナー」として、本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

京王電鉄株式会社	当社普通株式	300,000株
キッコーマン株式会社	当社普通株式	250,000株
合計		550,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先は中長期の保有方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込に要する資金等の状況については以下の通りです。

京王電鉄株式会社

当社は、京王電鉄株式会社の事業年度第93期第3四半期報告書(平成26年2月14日提出)の四半期連結財務諸表により、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本第三者割当に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

キッコーマン株式会社

当社は、キッコーマン株式会社の事業年度第97期第3四半期報告書(平成26年2月13日提出)の四半期連結財務諸表により、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本第三者割当に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先の実態は、以下の通りです。

京王電鉄株式会社

株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社といたしましては、京王電鉄株式会社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

キッコーマン株式会社

株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社といたしましては、キッコーマン株式会社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠並びにその具体的内容

処分価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日までの直近1ヶ月間(平成26年1月27日から平成26年2月25日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値である2,274円(円未満切捨て)としております。当該処分価格(2,274円)は、取締役会決議日の前営業日終値(2,286円)に比べ0.52%のディスカウント、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値2,065円からのプレミアム率が10.12%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値1,893円からのプレミアム率が20.13%であります。

なお、処分価格の適法性に関しまして、監査役4名全員(うち社外監査役3名)から、上記処分価格である2,274円は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場という客観的な市場価格を基準に算定されており、また日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額または特に有利な条件には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により京王電鉄株式会社及びキッコーマン株式会社に対して割当てる株式数は550,000株であり、これは当社普通株式の発行済株式数5,229,940株の10.52%(平成26年2月25日現在の議決権の総数46,779個の11.76%)に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当の割当予定先とパートナーシップを構築して将来的な相乗効果を図ること、また本第三者割当の手取金を借入金の返済や設備投資資金等に充当して財務内容を改善させ、収益を向上させることは、当社の企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当による処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
うかい商事株式会社	東京都八王子市城山手1-11-1	765,000	16.35	765,000	14.63
鶴飼 正紀	東京都八王子市	550,000	11.76	550,000	10.52
株式会社青山財産ネットワークス	東京都港区赤坂8-4-14	465,271	9.94	465,271	8.90
京王電鉄株式会社	東京都新宿区新宿三丁目1番24号	0	0	300,000	5.74
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250番地	0	0	250,000	4.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	148,800	3.18	148,800	2.85
鶴飼 早苗	東京都八王子市	107,600	2.30	107,600	2.06
日本スタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75541口)	東京都港区浜松町2-11-3	101,200	2.16	101,200	1.94
松井 隆	大阪府松原市	75,200	1.61	75,200	1.44
株式会社群馬銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区晴海1-8-12	72,000	1.54	72,000	1.38
計	-	2,285,071	48.85	2,835,071	54.23

(注) 1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、自己株式550,950株を保有しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当による異動を反映しております。なお、本第三者割当後、自己株式は950株となります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第31期)及び四半期報告書(第32期第3四半期)(以下「有価証券報告書」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日(平成25年6月25日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年2月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断した事項であります。

2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第31期)提出日(平成25年6月25日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年2月26日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成25年6月26日提出)

1 提出理由

当社は、平成25年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 12円 総額60,578,208円

ロ 効力発生日

平成25年6月25日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、峰尾亨、鶴飼正紀の2氏を選任する。

第3号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

株式会社青山財産ネットワークス他4名より当社普通株式370,000株を限度として取得するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	37,970	26	0	(注)1	可決(99.93)

第2号議案 取締役2名選任の件 峰尾 亨 鶴飼 正紀	37,961 37,959	35 37	0 0	(注)2	可決(99.91) 可決(99.90)
第3号議案 特定の株主からの自己株式取得の件	28,604	859	0	(注)3	可決(97.08)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。なお当社株主である株式会社青山財産ネットワークス他4名は、会社法第160条第4項の定めにより当該議案につき議決権を行使することができないため、株式会社青山財産ネットワークス他4名の有する議決権は上記の賛成、反対及び棄権の議決権数には加算していません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成25年7月23日提出)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 株式会社青山財産ネットワークス

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

株式会社青山財産ネットワークス

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合 (注)
異動前	8,200	16.25%
異動後	4,652	9.94%

(注)1. 異動前の総株主等の議決権に対する割合は、平成25年6月30日現在の発行済株式総数5,229,940株から議決権を有しない株式182,640株を控除し総株主等の議決権の数50,473個を基準として算出しております。

2. 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、平成25年6月30日現在の発行済株式総数5,229,940株から議決権を有しない株式551,940株(平成25年7月23日を効力発生日とする、株式会社青山財産ネットワークス他2名の個人株主が保有する当社株式369,134株を当社に譲渡した分を含む)を控除し総株主等の議決権の数46,780個を基準として算出しております。

3. 総株主等の議決権に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成25年7月23日

(4) その他事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,291百万円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 5,229,940株

3 自己株式の取得等の状況

第31期有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

平成26年1月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
株主総会(平成25年6月24日)での決議状況 (取得期間平成25年6月24日～平成26年3月31日)	370,000		725,570,000
報告月における取得自己株式(取得日)	7月23日	369,134	723,871,774
計		369,134	723,871,774
自己株式取得の進捗状況(%)		99.77	99.77

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成26年1月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	5,229,940
保有自己株式数	550,950

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第32期第3四 半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

株式会社うかい
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 友 田 和 彦

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社うかいの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うかいの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月24日開催の株主総会において特定の株主からの自己株式取得の件を承認可決し、株主総会後の取締役会において本自己株式の取得を行うことを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社うかいの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社うかいが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社うかい
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 友 田 和 彦 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社うかいの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第32期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社うかいの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。